

財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………取得原価
- ② 満期保有目的以外の有価証券……………該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、連結対象団体については税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

ただし、連結対象団体については上記の限りではありません。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

令和 5 年度末をもって下水道事業特別会計が閉鎖となり、令和 6 年度より公営企業会計として下水道事業会計を設置。また、水道事業会計については県域水道一体化に伴い、令和 7 年度から奈良県へ移管となる。

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	1,126,881 千円	1,126,881 千円
一部事務組合等	- 千円	- 千円	421,091 千円	421,091 千円
設立法人	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
計	- 千円	- 千円	1,547,972 千円	1,547,972 千円

(2) 係争中の訴訟等

なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名		区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計		—	—	— %
全会計	国民健康保険特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	後期高齢者医療特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	介護保険特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	下水道事業特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	水道事業会計		特別会計	全部	100 %
連結会計	奈良県市町村総合事務組合	会館管理	一部事務組合・ 広域連合	比例	2.56 %
		公務災害			2.64 %
連結会計	南和広域衛生組合		一部事務組合・ 広域連合	比例	16.80 %
連結会計	奈良広域水質検査センター組合		一部事務組合・ 広域連合	比例	1.40 %
連結会計	奈良県後期高齢者医療広域 連合	一般会計	一部事務組合・ 広域連合	比例	0.67 %
		特別会計			0.55 %
連結会計	さくら広域環境衛生組合		一部事務組合・ 広域連合	比例	10.95 %
連結会計	奈良県広域消防組合	一般会計	一部事務組合・ 広域連合	比例	1.60 %
連結会計	南和広域医療企業団		一部事務組合・ 広域連合	比例	1.95 %
連結会計	下市町社会福祉協議会		第三セクター等	全部	100 %

② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-	%
連結実質赤字比率	-	%
実質公債費比率	8.5	%
将来負担比率	-	%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 441,624 千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

一般会計等 104,420 千円
全体会計 104,420 千円

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	90,050 千円
一般会計	土木費	住宅費	繰越明許費	1,900 千円
一般会計	消防費	消防費	繰越明許費	1,000 千円
一般会計	災害復旧費	土木災害復旧費	繰越明許費	11,470 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

土地（下市町阿知賀 2940-4） 3,300 千円(鑑定評価)

②地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 4,356,987 千円

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	2,803,626 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	408,578 千円
将来負担額	8,229,347 千円
充当可能基金額	3,334,363 千円
特定財源見込額	240,817 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	4,895,001 千円

④地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

一般会計等	— 千円
全体会計	— 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支

一般会計等	165,438 千円
全体会計	312,597 千円
連結会計	283,615 千円

② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	4,862,932 千円	4,588,434 千円
繰越金に伴う差額	△368,700 千円	— 千円
資金収支計算書	4,494,232 千円	4,588,434 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、歳入歳出決算書と資金収支計算書は相違ありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

	一般会計等
資金収支計算書の業務活動収支	554,540 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	57,020 千円
投資活動収入のその他の収入	0 千円
未収金の増減	6,861 千円
長期延滞債権の増減	129 千円
減価償却費	△409,881 千円
賞与引当金の増減	△9,260 千円
退職手当引当金の増減	△46,916 千円
損失補償等引当金の増減	0 千円
徴収不能引当金の増減	△1,880 千円
資産売却益	13 千円
その他臨時利益	△2,650 千円
純資産変動計算書の本年度差額	147,976 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は 500,000 千円、利子額 250 千円

6. 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下の通りです。

新たに計上したリース取引に係る資産および負債の額 -千円